

協働事業提案制度の課題について

1 募集の周知方法

- ・ 広報での周知が遅い
- ・ 実施事業の効果を、市民に対して十分に P R できていない

2 提案から採択・評価までのスケジュール

- ・ 1 事業の提案から報告までの期間が 3 年は長い
- ・ 実施時期によっては、広報活動や準備作業が間に合わない
- ・ 事業の完了後、報告会までの時間が長く、正確な報告ができない
- ・ 準備期間が実施年度の前年度になると、補助金の対象経費にならない
- ・ 提案内容の担当部署との協議調整に入る前に、協働事業の要件確認が必要である

3 アイデア提案の仕組み

- ・ 市民提案型や行政提案型協働事業で事業化する働きかけがない
- ・ 登録期間の制限は必要ない
- ・ アイデア提案者による実施に限らなくてもよい

4 提案者の要件

- ・ 構成員における市内在住・在勤・在学の要件により提案の機会を狭めている

5 事業の継続性

- ・ 実施時の課題や問題点を改善することができない
- ・ 事業評価が反映されていない
- ・ 次年度以降の事業継続が不安定である
- ・ 啓発的な事業は、事業目的の達成に継続が必要である
- ・ 市との協働の継続について、団体の意向が反映されない
- ・ 継続すべきかどうか担当課の判断に委ねられる

6 補助金の上限額

- ・ 現在の上限額では、企画の規模が限られてしまう
- ・ 補助対象経費として団体構成員への人件費が認められていない

7-1 手続の煩雑さ：書類の作成について

- ・ 現在の提案書の書式では作成が難しい
- ・ プレゼンテーション資料を別途作成する必要がある
- ・ 事業報告書は類似した書類を複数作成するのが負担である
- ・ 収支決算書の作成方法が分かりにくく、難しい
- ・ 事業効果を図る手段が明確でない

7-2 手続の煩雑さ：プレゼンテーション・事業報告会

- ・ 関係者のみの参加で、一般市民の参加にはハードルが高い
- ・ 事業報告会の実施効果が見られない

7-3 手続の煩雑さ：協働相手との協議・調整

- ・ 仕事をしている人に負担のない協議・調整方法が必要である
- ・ 担当部署で進捗状況の管理をどこまでするのか分からない

8 行政の体制

- ・ 担当部署にかかる負担が増加する
- ・ 同一の担当部署に、複数の事業提案がされた場合、職員体制等の面で受け入れが困難となる

9 協働事業の要件

- ・ 地域課題の解決という要件を満たすのが難しい
- ・ 地域課題の解決ができる事業であっても、担当部署が対応できずに事業の実施が困難な場合が考えられる